

# 令和4年度 電気取扱業務（高圧・特別高圧）

## 特別教育（学科）講習会案内

労働災害は長期的には減少してきましたが、高圧（直流では750ボルトを、交流では600ボルトを超え、7,000ボルト以下の電圧）または特別高圧（7,000ボルトを超える電圧）の電気により被災する事例が今もなお多く発生しています。

このような災害を防止するには、電気取扱業務に従事する者に対し、当該作業を安全に行うため必要な知識及び技能を付与することが必要です。

このため、労働安全衛生法では電気取扱業務（高圧・特別高圧）に従事する者に対し、学科（11時間以上及び実技[高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法について15時間以上、充電回路の操作の業務のみを行う者については1時間以上]）の特別教育を行うことを事業者が義務づけています。

（労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第4号、安全衛生特別教育規程第5条）

当協会において、「学科にかかる特別教育」を事業者が代わりに代わって下記のとおり開催します。この機会に貴関係事業者の受講方につきご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、この講習は隔年毎に実施しております。

**実技教育は事業場において実施下さるようお願いいたします。**

この特別教育は電気工事士等の有資格者についても実施義務がありますので、念のため申し添えます。

建設業の事業者がこの学科を受講し、実技教育を事業場において実施した場合「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の対象になります。

助成金の詳細は石川労働局職業対策課（TEL:076-265-4428）にお問い合わせください。

### <記>

#### 1. 日 時 （2日間講習）

令和4年 9月 26日（月） 午前9時30分～午後4時40分  
9月 27日（火） 午前9時30分～午後4時10分

#### 2. 会 場

石川県地場産業振興センター 本館1階 第7研修室  
（金沢市鞍月2丁目1番地 TEL076-268-2010）

#### 3. 定 員

60人（定員になり次第締切らせていただきますので、お早目にお申し込みください。）

